

平成24年11月14日

カード会員様各位
(クレジットカード、Fitカードで
キャッシングサービスをご契約の皆様)

日本海信販株式会社

収入証明書類をご提出済みの会員様に関するお知らせ

いつも日本海信販をご利用いただき、ありがとうございます。

現在、当社をご利用いただいている会員様のうち、収入証明書類を既にご提出いただいている会員様へお知らせいたします。

当社では、会員様が以下の全てに該当した場合、あらためて最新の収入証明書類により収入を確認させていただくことが法律上義務付けられております。

1. 当社のご利用限度額と他の貸金業者からのお借入の合計が100万円を超える
2. 既に収入証明書類をご提出いただいてから3年以上経過している

最新の収入証明書類による年収の確認ができない場合には、ご利用の停止またはご利用限度額の減額をさせていただく場合がございます。この場合、会員様にご迷惑をおかけする可能性がございますので、該当会員様につきましては、お早めに最新の収入証明書類（コピー）をご提出いただきますようお願いいたします。


※会員様のご提出時期等につきましては、お気軽に日本海信販カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。

なお、収入証明書類をご提出いただいた場合でも、お取引の状況や当社の審査基準により、ご利用の停止またはご利用限度額の減額をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

会員様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、日本海信販カスタマーセンターまでお問い合わせください。

ご相談・ご質問は  日本海信販カスタマーセンターへ

 **0120-977-611**